

覆面 座談会

総合評価落札方式の 現状を問う

ここが違う！ 新しい落札方式

標準的な技術・工法を前提とし、価格のみの競争だった、これまでの方式とは異なり、新しい技術やノウハウといった価格以外の要素を含め総合的に評価する新しい落札方式です。

技術・ノウハウの活用で こんなメリットが！

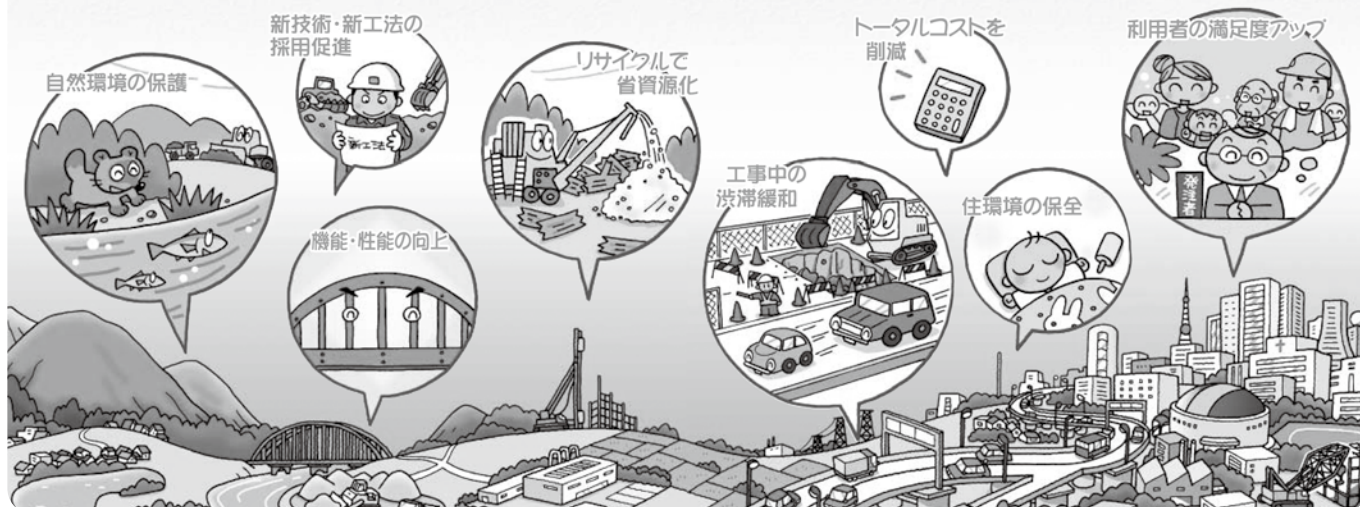
工事内容や周辺環境に応じた技術の評価により、工事の品質アップや工期の短縮、ランニングコストを含むトータルコストの削減、自然環境や住環境の保護など社会的な要請への対応などを実現します。

総合評価落札方式は こんな工事に採用中です

交通量が多い道路での工事では「規制車線を少なくして、渋滞発生を緩和する」など、また、住宅街の道路工事では「騒音の発生する期間を短縮する」、「完成後の路面騒音を低減する」など、実際に多くの工事で成果をあげています。

利用者の満足度が さらに高まります！

渋滞解消や災害防止、工事騒音の低減といった工事の目的や社会のニーズにそった、さまざまな企業提案を取り入れることで、近隣住民や利用者の満足度を高める工事をリーズナブルな価格で実現します。



「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、いわゆる「品確法」が平成17年4月に施行され、道路、河川や下水道など、公共工事を通じ形成される社会資本に良質な品質を求めることは、単に、現在我々の世代だけの利益ではなく、次世代以降の利益になると明記されました。また、一方では、今日の公共工事の財源として国債や地方債を使うとなれば、その償還は次世代以降となりますから、その品質、機能について、我々現世代は次世代以降に責任を負うことになります。それを担保するためにも、公共事業を適正に執行する上で、総合評価方式の採用が必要不可欠、必須の要件となると認識されました。

総合評価落札方式は、それ以前から、国土交通省の道路、河川、ダムなどの直轄事業において先行的、試行的に実施された事例はいくつかありましたが、品確法施行時点では、定型化されたものは無く、マニュアル、ガイドライン自体も整備されていない状況でした。そうした中でも、国土交通省は、今後の公共工事としてのあるべき姿として総合評価方式の採用を、下水道事業などの国の補助事業にも積極的に導入する政策をとりました。

参加者

覆面A	とある県
覆面B	とある政令市
覆面C	とある一般市
覆面X	とある中堅ゼネコン
覆面Y	とある中堅ゼネコン
阿部 勝男	(株)熊谷組首都圏支店顧問 (横浜市下水道局OB)
【進行役】	
石川 和秀	(公社)日本推進技術協会 専務理事

総合評価導入と 聞いたときの感想は？

石川：本日の座談会は、「総合評価落札方式（以下、総合評価）」の実態について、現場サイドから本音ベースで総合的に評価すること、それが狙いです。したがって、今回は、それぞれの立場で本音をストレートに発言できるよう、あえて覆面を被っていただきました。出席者は、発注側として、とある県からAさん、とある政令市からBさん、とある一般市からCさん、受けて側として、とある中堅ゼネコンからXさんとYさん、そして両サイドの立場を理解できる仲介者として、横浜市下水道局OBで、現在は(株)熊谷組首都圏支店顧問の阿部さんに加わっていただいております。

まず、本日の座談会に発注側立場として参加いただいたAさん、Bさん、Cさんから、所属団体が判明しない範

る県からAさん、とある政令市からBさん、とある一般市からCさん、受けて側として、とある中堅ゼネコンからXさんとYさん、そして両サイドの立場を理解できる仲介者として、横浜市下水道局OBで、現在は(株)熊谷組首都圏支店顧問の阿部さんに加わっていただいております。

日常生活では常に総合評価、 なぜ公共工事では 儀式的になるのか？

いしかわ かずひで
石川 和秀

公益社団法人日本推進技術協会
専務理事



囲での自己紹介とともに、下水道事業など補助事業に総合評価が導入されることが見通された時点での率直な気持ち、感想をお聞きしたいと思います。おそらく、総合評価の導入により、下水道工事など公共工事の執行にあたり、従前の指名競争入札、価格一本槍の勝負、駆け引き、口利き、談合など、社会、市民サイドが見たとき、密室、暗い闇の世界など、公共工事に纏わる負のイメージを一気に払拭できる好機と捉えたか、逆に、手間隙、時間だけを費やし、さほど現状実態の改善には結びつかないと捉えたか、その時の率直な直感的印象をお聞かせください。

価格だけの評価ではない 談合対策に有効

A：私は下水道事業に長年関わってきましたが、主に工事畑を担当してきましたが、総合評価を本格的に導入する時期に、その制度を担当する部署で評価項目や配点、加算点の設定といった、いわゆる総合評価のガイドラインの作成および改訂を数年担当いたしました。

その時は、価格だけではなく技術力を総合的に評価することで、技術力の乏しい企業が価格だけで落札することが難しくなり、談合対策にも有効だと思いました。

しかしながら施工計画の提案内容の

評価については、その提案が企業のノウハウだとか、評価内容を公表することにより同様な工事の模範解答になってしまうとかで、評価した提案の内容や理由を詳細に公表できないことに、不透明さを感じていました。

安全で良質な社会資本構築と 職員の知識・技術の向上にも好機

B：とある政令市のBです。よろしく申し上げます。本市では、平成18年度から17年4月の「品確法」（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の趣旨に則り、総合評価による工事の発注試行をしてきました。21年度には、原則として総合評価にふさわしい工事はすべて、総合評価で発注することが、市の方針として出されています。23年度は22年度の検証および現状における課題を解決するとともに事務作業量等を勘案して、標準型または簡易型については、一定金額以上の局発注工事で「総合評価適用工事」に該当する工事（但し、各局の委員会でも適用しないと意思決定した工事は除く）および金額を問わず、各局が適用を認めた工事としております。

先程申しあげた、現状における総合評価の課題として、「一般競争入札より手続きに伴う事務量の増加」「手続き開始から契約までの時間を要する」「最低制限価格制度が適用ができない」

「工事担当課のやらされ感」「有効な技術提案が引き出せていない」等があげられますが、これらの課題を議論し改善を繰り返すことにより、より安全で良質な社会資本を求め、工事の品質を確保・促進し、それぞれの工事の目標に応じた総合評価落札方式により、これらを達成させる好機であると捉えています。なお、総合評価を実施する中で、職員の知識・技術の向上に大いに貢献するものと考えています。

低入や下請けへのしわ寄せ その打開策に

C：本日は首都圏に位置する人口20～30万程度の中規模都市を代表しまして、僭越ではありますが、座談会に参加させていただきますので、よろしく願いいたします。

総合評価につきましては、従来の価格一辺倒の入札方式から価格および品質の両方を総合的に評価する新たな取り組みであり、社会問題化していた低入札や下請けへのしわ寄せなどに対する打開策として極めて有効な方法であるとの期待感を持ったというのが正直な気持ちです。

石川：本日、受注者側の立場で参加されているXさんとYさんにもお聞きします。下水道工事にも総合評価が採用されることで、従前の価格勝負一本ではなく、自社の技術そのものでも勝負